〈名古屋市からのお知らせ〉

幼稚園を利用するお子さんの利用料の無償化について

（名古屋市民のみなさまへ）

幼稚園を利用する皆さま

【利用料】

○　**満３歳になった日から小学校入学までのお子さん**の利用料（保育料・入園料）が月額２８，０００円まで実質無償化されます。

【実費徴収にかかる補足給付事業】

○　年収３６０万円未満相当世帯のお子さんと小学校３年生から数えて第３子以降（※１）のお子さんについて、副食費（おかず代、おやつ代等）に対して、月額で一定額（※２）を上限として給付費を支給します。

※１　上の子が小学校５年生、小学校２年生の場合の幼稚園在園児は小学校３年生から数えて第２子となるため、給付費の支給対象外となります。

※２　国の要綱改正等に伴い、金額が変更となる可能性がございます。(令和7年度は上限額4,900円)

預かり保育を利用する皆さま

【対象者】

○　無償化の対象となるためには**「保育の必要性の認定（新２号認定または新３号認定）」を受ける必要**があります。

●「保育の必要性の認定」は、**保育の必要な事由（認可保育所等の利用と同様）**に該当する場合に申請することで受けることができます。（満3歳児については、住民税非課税世帯等が対象となります）

※主な保育の必要な事由：就労、疾病等、親族介護、就学、産前産後、求職活動等

（注）対象のお子様1人毎に申請が必要です。（上の子を申請済みの場合でも、下の子の申請が必要になります。）

【上限額】

お子さんの年齢区分	無償化上限額
３歳児～５歳児（新２号認定）	月額１２，３００円 （４９０円×利用日数まで）
満３歳児（新３号認定） （住民税非課税世帯・生活保護世帯・里親）	月額１７，７００円 （４９０円×利用日数まで）

【請求・支払の手続き】

○　「預かり保育」については、３か月ごとに次のような流れで、名古屋市が保護者へ費用をお支払いします。

①　保護者が施設に利用料をお支払い

②　名古屋市から施設を経由し保護者に申請案内

③　保護者が名古屋市に費用を請求

④　名古屋市が保護者に直接費用をお支払い

「保育の必要性」とは

○ 保育の必要性があると認定されるのは、保護者のいずれの方も下表の条件に該当する方です。

保育の必要な事由	具体的な保護者の状況	利用期限
就　　労	月６４時間以上、労働をすることを常態としていること。	最長で、お子さんの小学校就学前日までの期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
産前産後	出産予定日８週間前（多胎妊娠の場合は、１４週間前）の日から出産日後８週間を経過するまでの期間内にあること。	出産日から８週間経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾 病 等	医師が作成した診断書により保護者の疾病もしくは負傷が確認できる状態にあること、または、右に掲げる手帳の交付を受けていること。	①身体障害者手帳（１～４級*）、愛護手帳**、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、有効期限の属する月末まで ②その他の場合は、医師等の作成した診断書に記載されている終期が属する月末まで *親族介護の場合、３級まで **親族介護の場合、３度まで
親族介護	月１６日以上かつ週１６時間以上、同居の親族その他の者を介護することを常態としていること。	
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること。	災害の復旧が完了すると見込まれる期間の月末まで
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念していること。	利用開始日から９０日を経過する日が属する月の末日まで
就　学	月１６日以上かつ週１６時間以上、職業能力開発施設において職業訓練を受け、又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること。	卒業（修了）の予定日が属する月の末日まで
発達援助	身体障害者手帳または愛護手帳を所持するおおむね３歳以上のお子さん（申請対象となるお子さん）を監護していること。	お子さんの小学校就学前日まで
育児休業	原則として、３歳クラス以上のお子さん（申請対象となるお子さん）であって、下の子の育児休業中であること。	育児休業終了日の属する月の末日まで

※名古屋市外にお住まいの方はお住まいの市町村にお問合せください。

認可外保育施設等の利用料無償化

○　保育の必要性の認定を受けた方で、利用する施設が預かり保育を実施していない場合や預かり保育の水準が十分でない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間の預かり保育実施日数が200日未満の場合）は月額12,300円（満3歳児は月額17,700円）を上限として、以下の施設等の利用料も無償化されます。

- 無償化の手続きを行った認可外保育施設
- 一時保育事業
- 名古屋のびのび子育てサポート事業
- 病児・病後児デイケア事業

<お問い合わせ先>

【利用料の無償化・補足給付事業に関すること】
名古屋市子ども青少年局保育部幼保企画課　TEL:０５２－９７１－１１０１

【預かり保育等の利用料の無償化に関すること】
名古屋市無償化事務センター　TEL:０５２－２１１－８６０６